

タイムズビジネスサービス規約 新旧対比表(2020年7月1日改定)

(下線部を変更)

条項	新条文	旧条文	変更点
第4条(各種サービスの利用) 第5項	<u>5.第1項所定の各種サービス以外の会員に付与される特典、その他本サービスの内容の詳細については、当社の細則等により定めるものとします。</u>	(新設)	TBS カードの優待特典等を別途定める細則にて定められるようにする。
第7条(代金決済) 第1項	1.会員がカードを利用して発生したサービス利用代金及びそれに関する一切の債務は、原則として会員の預金口座からの口座振替の方法により支払うものとします。但し、当社が適当又は必要と認めた会員は、当社指定の預金口座へ振込む方法、 <u>クレジットカード払いによる方法</u> 等、当社が別途定めた方法により支払うものとします。	1.会員がカードを利用して発生したサービス利用代金及びそれに関する一切の債務は、原則として会員の預金口座からの口座振替の方法により支払うものとします。但し、当社が適当又は必要と認めた会員は、当社指定の預金口座へ振込む方法により支払う等、当社が別途定めた方法により支払うものとします。	TBSの決済手段にクレジットカード決済手段を追加することを明記。
第20条(細則)	<u>第20条(細則)</u> 1.当社は、本約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則は本約款と同等の効力を有するものとします。 2.当社は、別に細則を定めたときは、 <u>第18条第6項所定のホームページ(以下「本ホームページ」といいます。)</u> にこれを掲載するものとします。	(新設)	TBS カードの優待特典等を別途定める細則にて定められるようにする。
第21条(規約等の変更)	<u>第21条(規約等)の変更</u> 1.当社は、会員の事前の承認なしに、次項に定める方法により、本規約及び細則(以下あわせて「規約等」といいます。)を変更することがあります。 2.規約等の変更は、変更内容を本ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で会員に告知することにより行うものとします。 3.前項に基づく本規約等の変更の効力は、本ホームページに掲載した効力発効日または前項の適切な告知方法において明示した効力発効日より生ずるものとします。	<u>第20条(規約の変更)</u> 1.当社は、会員の事前の承認なしに、次項に定める方法により、本規約を変更することがあります。 2.本規約の変更は、変更内容を第18条第6項所定のホームページ(以下「本ホームページ」といいます。)に掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で会員に告知することにより行うものとします。 3.前項に基づく本規約の変更の効力は、本ホームページに掲載した効力発効日または前項の適切な告知方法において明示した効力発行日より生ずるものとします。	TBS カードの優待特典等を別途定める細則にて定められるようにする。 誤字の訂正。

※条文新設に伴う条数のみの変更は含みません。